

改正建築基準法等が平成19年6月20日から施行されました

『確認審査等に関する指針』が定められたことに伴い、審査が厳格化されました。主な内容としては、申請書提出後の図書の訂正、差換えが、軽微な不備（誤字、記載漏れその他これらに類するもので申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの）を除き、禁止になりました。申請図書の提出にあたっては、関係法令のチェックはもとより、図書相互の不整合等について十分に確認することが必要になります。

また、規則等の改正に伴い、申請様式や提出図面も一部変更になっておりますのでご注意ください。石狩市で確認審査をおこなう4号物件の一戸建の住宅については、主に以下の点にご注意の上、申請をお願いします。

- ・申請様式が新しくなりました
- ・確認申請の図書が一部変更になりました
- ・確認の申請を代理人に委任する場合には、委任状が必要です
- ・設計者又は工事監理者が建築士である場合は、建築士免許証の写しが必要です
- ・配置図には敷地の高低、道路との高低差の明示が必要です
- ・平面図には各室の床面積の明示が必要です
- ・図面には設計者の記名・押印が必要です

石狩市建設水道部建築課建築指導担当

TEL: 0133-72-3141

E-mail : kenchiku@city.ishikari.hokkaido.jp